平成 30 年度

小規模企業等振興資金(小口資金)のご案内

(平成30年4月1日現在)

名古屋市中小企業振興センター

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営む従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下の会社・個人・企業組合・医療法人等で、申込金額と信用保証協会(複数協会ご利用の場合はその合計)の保証付融資残高との合計額が2,000万円以内の方

2 融資条件

融資限度額	2,000万円 ※ただし、既にご利用いただいている信用保証協会の保証付融資 残高との合計で 2,000万円以内の新規保証に限ります。
資金使途	設備資金・運転資金
融資期間 (据置期間) 融資利率	
返済方法	分割返済
保証料率	原則として、中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっております。 (単位:年率%) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 1.83 1.65 1.49 1.34 1.14 0.94 0.78 0.62 0.46
担 保 及 び 連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定

3 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関(市内店舗)又は中小企業振興センター、名古屋市信用保証協会にお申込みください。

銀 行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・ 静岡・百五・三重・近畿大阪・第三・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・ 蒲郡
その他	商工組合中央金庫

4 申込に必要となる書類

- 〇信用保証委託申込書
- 〇信用保証委託契約書
- 〇個人情報の取扱に関する同意書
- 〇印鑑証明書
- 〇確定申告書(写し) 2期分・決算書(写し) 2期分
- 〇納税証明書類等※(所得税(法人の場合は法人税)、事業税及び市・県民税) ※添付を省略できる場合があります。
- ○許認可等を要する事業については、許認可証の写し
- ○設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
- ○(法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
- ※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

5 その他

- 〇この融資制度は、責任共有制度※の対象外です。
 - ※責任共有制度とは、平成 19 年 10 月 1 日から全国の保証協会に導入された制度です。 保証付融資は一部を除いて、従前の原則 100%保証から 80%保証となりました。
- 〇保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へ問い合わせください。
- ○融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

6 お問い合わせ先

(1) 融資制度全般に関すること

名古屋市中小企業振興センター

名古屋市千種区吹上二丁目 6番 3号(中小企業振興会館 6階)

電話 052 (735) 2100

(2) 保証制度等に関すること

名古屋市信用保証協会

名古屋市中区栄二丁目 12番 31号

電話 052(212)3011

このチラシは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

名古屋市信用保証協会所定様式